

新（令和6年2月1日）	旧（令和2年4月1日）	備考
<div data-bbox="241 300 927 812" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">工事請負契約における 設計変更ガイドライン (統合版)</h2> <p style="margin: 10px 0 0 0;">令和6年2月 愛知県 建設局</p> </div>	<div data-bbox="958 300 1644 812" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">工事請負契約における 設計変更ガイドライン</h2> <p style="margin: 10px 0 0 0;">令和2年4月 愛知県 建設局</p> </div>	
<div data-bbox="241 834 927 1350" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right; font-size: small;">工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）</p> <h3 style="margin: 0;">はじめに</h3> <p>土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合がある。</p> <p>平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。</p> <p>本県では、設計変更については「愛知県公共工事請負契約約款」においてその手続を定め、また、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。</p> <p>本ガイドラインは、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等をまとめ、これを請負者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。</p> <p>なお、本ガイドラインは、愛知県建設局及び都市・交通局が発注する愛知県公共工事請負契約約款を用いる工事に適用する。</p> </div>	<div data-bbox="958 834 1644 1350" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right; font-size: small;">愛知県建設局 設計変更ガイドライン</p> <h3 style="margin: 0;">はじめに</h3> <p>土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合がある。</p> <p>平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。</p> <p>本県では、設計変更については「愛知県公共工事請負契約約款」においてその手続を定め、また、「愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。</p> <p>本ガイドラインは、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等をまとめ、これを請負者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。</p> </div>	

目次

- I 設計変更ガイドライン-----P1～P40
- II 工事一時中止に係るガイドライン---- P41～P88
- III 参考資料-----P89～P109
 - 1. 愛知県公共工事請負契約約款(抜粋)
 - 2. 土木工事標準仕様書(抜粋)
 - 3. 愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領
 - 4. 愛知県設計変更事務取扱要領第6の「軽微な変更等」を通知する際の概算金額通知
 - 5. 付加的業務の運用

目次

- I 設計変更ガイドライン-----P1～P38
- II 参考資料-----P39～P58
 - 【愛知県公共工事請負契約約款(抜粋) 土木工事標準仕様書(抜粋) 愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領 愛知県設計変更事務取扱要領第6の「軽微な変更等」を通知する際の概算金額通知 付加的業務の運用】

I 設計変更ガイドライン 目次

<p>1 設計変更ガイドライン策定の背景・・・・・・・・P 1</p> <p>(1) 土木請負工事の特徴</p> <p>(2) 発注者・請負者の責務事項</p> <p>(3) 適切な設計変更の必要性</p> <p>(4) ガイドライン策定の目的</p> <p>(5) ガイドラインの運用範囲</p> <p>2 契約図書への位置づけ・・・・・・・・P 3</p> <p>3 設計変更が適切に実施される為には・・・・P 4</p> <p>4 設計変更手続きフロー・・・・・・・・P 5</p> <p>5 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・P 8</p> <p>◆基本事項</p> <p>6 設計変更が可能なケース・・・・・・・・P 9</p> <p>◆基本事項及び留意事項</p> <p>◆愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領による変更理由</p> <p>◆設計変更による契約変更の範囲</p> <p>◆設計変更の手続き</p> <p>◆契約変更の手続き</p> <p>(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続き</p> <p>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き</p> <p>(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き</p>	<p>(6) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合の手続き</p> <p>(7) 「設計図書の脱漏」の範囲をこえるもの</p> <p>(8) 発注者からの請求による工期の延長</p> <p>(9) 発注者の請求による工期の短縮</p> <p>7 設計変更に関わる資料の作成・・・・・・・・P25</p> <p>(1) 設計図書に必要な資料作成</p> <p>(2) 設計変更に必要な資料作成</p> <p>8 関連事項・・・・・・・・P27</p> <p>◆指定・任意の正しい運用</p> <p>◆入札・契約時の設計図書等の掲載の解決</p> <p>◆土木工事「設計・施工条件確認会議」</p> <p>9 条件明示について・・・・・・・・P31</p> <p>10 設計図書の脱漏について・・・・・・・・P34</p>
---	--

注) 表中において
「約款」とは「愛知県公共工事請負契約約款」を示す。
「標準仕様書」とは「土木工事標準仕様書」を示す。

I 設計変更ガイドライン 目次

<p>1 設計変更ガイドライン策定の背景・・・・・・・・P 1</p> <p>(1) 土木請負工事の特徴</p> <p>(2) 発注者・請負者の責務事項</p> <p>(3) 適切な設計変更の必要性</p> <p>(4) ガイドライン策定の目的</p> <p>(5) ガイドラインの運用範囲</p> <p>2 設計変更が適切に実施される為には・・・・P 3</p> <p>3 設計変更手続きフロー・・・・・・・・P 4</p> <p>4 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・P 7</p> <p>◆基本事項</p> <p>5 設計変更が可能なケース・・・・・・・・P 8</p> <p>◆基本事項及び留意事項</p> <p>◆愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領による変更理由</p> <p>◆設計変更による契約変更の範囲</p> <p>◆設計変更の手続き</p> <p>◆契約変更の手続き</p> <p>(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続き</p> <p>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き</p> <p>(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き</p>	<p>(6) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合の手続き</p> <p>(7) 「設計図書の脱漏」の範囲をこえるもの</p> <p>(8) 発注者からの請求による工期の延長</p> <p>(9) 発注者の請求による工期の短縮</p> <p>6 設計変更に関わる資料の作成・・・・・・・・P24</p> <p>(1) 設計図書に必要な資料作成</p> <p>(2) 設計変更に必要な資料作成</p> <p>7 関連事項・・・・・・・・P26</p> <p>◆指定・任意の正しい運用</p> <p>◆入札・契約時の設計図書等の掲載の解決</p> <p>◆土木工事「設計施工条件確認会議」</p> <p>8 条件明示について・・・・・・・・P30</p> <p>9 設計図書の脱漏について・・・・・・・・P32</p>
---	--

注) 表中において
「約款」とは「愛知県公共工事請負契約約款」を示す。
「標準仕様書」とは「土木工事標準仕様書」を示す。

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 発注者・請負者の留意事項

発注者は

設計積算にあたって、工事内容に関する現場条件については、特記仕様書の条件明示の項目に記載するよう努めること。
※本ガイドライン『9. 条件明示について』を参照



請負者は

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても、条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

【発注関係事務の運用に関する指針】P3抜粋

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 発注者・請負者の留意事項

発注者は

設計積算にあたって、工事内容に関する現場条件については、特記仕様書の条件明示の項目に記載するよう努めること。
※本ガイドライン『8. 条件明示について』を参照



請負者は

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても、条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

【発注関係事務の運用に関する指針】P4抜粋

(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて適正な額の請負代金を定める公正な契約を締結**」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。
また、変更見込金額が当初請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と請負者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解**しておく必要がある。

(5) ガイドラインの適用範囲

愛知県建設局及び都市・交通局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、道路工事、公園緑地工事、下水道工事、港湾・漁港工事、電気通信設備工事、機械工事その他これらに類する工事に適用する。なお、工事は、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結**」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。
また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と請負者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解**しておく必要がある。

(5) ガイドラインの適用範囲

愛知県建設局及び都市整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、道路工事、公園緑地工事、下水道工事、港湾・漁港工事、電気通信設備工事、機械工事その他これらに類する工事に適用する。なお、工事は、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

2 契約図書への位置づけ

■土木工事標準仕様書への記載

運用の徹底を図るため、土木工事標準仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととする。

変更基準の明確化



「設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」の運用徹底

土木工事標準仕様書（令和6年4月以降）

第1編総則編

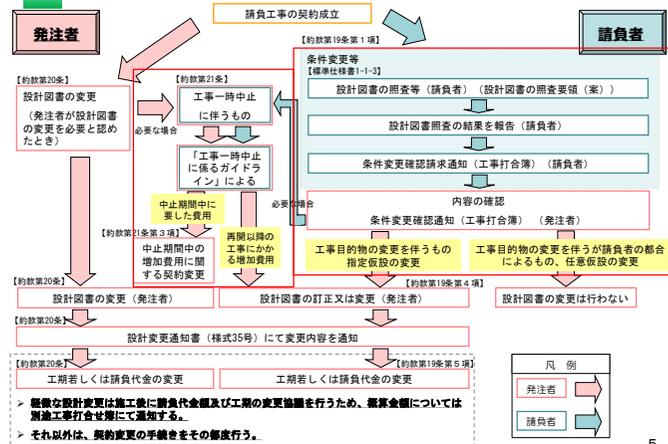
1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更手続きは、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」及び「工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）」（愛知県建設局）により行うものとする。

3

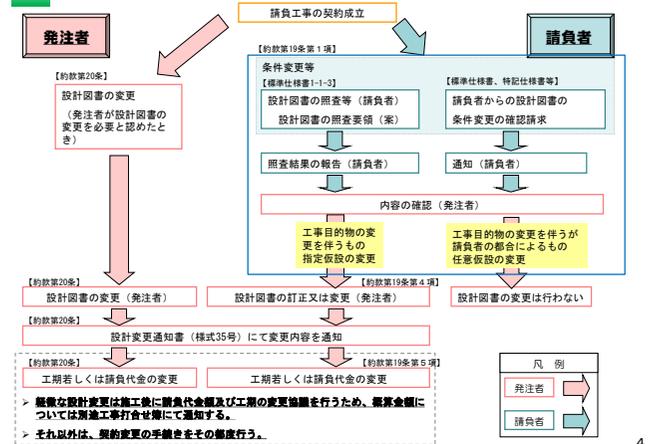
追加

4 設計変更手続きフロー（約款第19条・第20条・第21条）



5

3 設計変更手続きフロー（約款第19条・第20条）



4

愛知県建設局 設計変更ガイドライン

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

◆その他「約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる事項

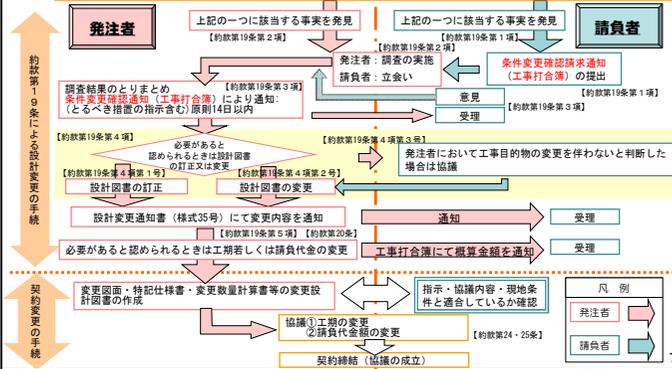
- ◇第9条：特許権等の使用
- ◇第16条：支給材料
- ◇第18条：設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第22条：請負者の請求による工期の延長
- ◇第23条：発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第26条：賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第27条：臨機の措置
- ◇第28条：一般的損害
- ◇第30条：不可抗力による損害

◆その他「約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる事項

- ◇第9条：特許権等の使用
- ◇第16条：支給材料
- ◇第18条：設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第21条：工事の中止
- ◇第22条：請負者の請求による工期の延長
- ◇第23条：発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第26条：賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第27条：臨機の措置
- ◇第28条：一般的損害
- ◇第30条：不可抗力による損害

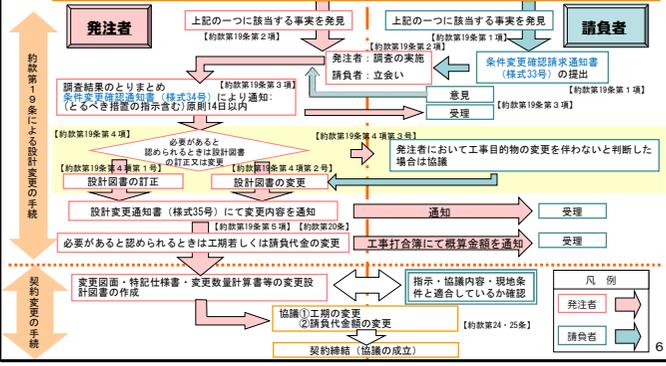
4 設計変更手続きフロー（約款第19条関係）

- ①設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ②設計図面に誤謬又は脱漏があること
- ③設計図書の表示が明確でないこと
- ④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと



3 設計変更手続きフロー（約款第19条関係）

- ①設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ②設計図面に誤謬又は脱漏があること
- ③設計図書の表示が明確でないこと
- ④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- ⑤設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと



5 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。
 (ただし約款第27条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない)

1. 契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合。
対応例 請負者は約款第19条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を条件変更確認請求通知(工事打合せ簿)により監督員に提出し確認を求める。
2. 発注者に条件変更確認請求通知(工事打合せ簿)を提出しているが、条件変更確認通知(工事打合せ簿)による回答がない時点で施工を実施した場合。
対応例 条件変更確認通知(工事打合せ簿)による回答は、発注者が約款第19条第3項により調査の終了後14日以内にならなければならないこととなり、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、請負者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。
3. 「承諾」で施工した場合。
対応例 承諾とは請負者が自らの都合による施工方法等について発注者に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款第19条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
4. 愛知県公共工事請負契約約款・土木工事標準仕様書に定められている愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領第5(設計変更の手続)の手続きを経ていない場合。
(約款第19条～25条、標準仕様書1-1-15～1-1-17)
対応例 発注者及び請負者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続を行う。
5. 正式な(指示・協議等)書面によらない事項(口頭での指示・協議等)の場合。
対応例 発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
 請負者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

4 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更ができない。
 (ただし約款第27条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない)

1. 契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合。
対応例 請負者は約款第19条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を条件変更確認請求通知(様式第30号)により監督員に提出し確認を求める。
2. 発注者に条件変更確認請求通知書を提出しているが、条件変更確認通知書による回答がない時点で施工を実施した場合。
対応例 条件変更確認通知書による回答は、発注者が約款第19条第3項により調査の終了後14日以内にならなければならないこととなり、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、請負者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。
3. 「承諾」で施工した場合。
対応例 承諾とは請負者が自らの都合による施工方法等について発注者に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款第19条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
4. 愛知県公共工事請負契約約款・土木工事標準仕様書に定められている愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領第5(設計変更の手続)の手続きを経ていない場合。
(約款第19条～25条、標準仕様書1-1-15～1-1-17)
対応例 発注者及び請負者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続を行う。
5. 正式な(指示・協議等)書面によらない事項(口頭での指示・協議等)の場合。
対応例 発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
 請負者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

6 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合には設計変更が可能である。

1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現場で確認された場合。(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 所定の手続き(設計変更の手続)を行い、発注者の「設計変更内容の通知」によるもの。
(「通知」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 請負者が行うべき「設計図書の調査」の範囲を超える作業を実施する場合。
5. 請負者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し請負者へ通知する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、条件変更確認通知(工事打合せ簿)により通知する。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第19条4項・第20条にもつき設計変更通知書(様式第35号)により通知する。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注すべきか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
4. 愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領「軽微な変更等」の設計変更を行う場合は、設計変更通知書(様式第35号)とともに、別途工事打合せ簿にて以下の通り概算金額を通知する。
 - ①概算金額は、請負者の見積書を参考とすることができる。
 - ②概算金額通知には「概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない」と記載する。

5 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合には設計変更が可能である。

1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現場で確認された場合。(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 所定の手続き(設計変更の手続)を行い、発注者の「設計変更内容の通知」によるもの。
(「通知」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 請負者が行うべき「設計図書の調査」の範囲を超える作業を実施する場合。
5. 請負者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し請負者へ通知する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、条件変更確認通知書(様式第34号)により通知する。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第19条5項・第20条にもつき設計変更通知書により通知する。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注すべきか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
4. 愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領「軽微な変更等」の設計変更を行う場合は、設計変更通知書とともに、別途工事打合せ簿にて以下の通り概算金額を通知する。
 - ①概算金額は、請負者の見積書を参考とすることができる。
 - ②概算金額通知には「概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない」と記載する。

【愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領による変更理由】

◆約款又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、以下の理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1)発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】
 <例>〇月〇日の大雨により、現地盤の変状が確認されたため、現地に適合するよう変更する。
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】
 <例>発生土の搬出先について■市〇〇地区内の河川工事を予定していたが、工程調整の結果、●●市△△地区内の区画整理工事へ変更する。
- ウ 地元調整等の処理による場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】
 <例>地元要望により〇〇市の排水計画に変更が生じたことから、それに合わせ当該道路の流末箇所を変更する。
 <例>工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、敷鉄板の敷設を追加した。
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）【約款第19条第1項第4号又は第5号】
 <例>工事にあたり、警察協働を行ったところ、交通誘導警備員の配置計画について意見を付されたことから、配置人数を変更する。
 <例>工事にあたり、警察協働を行ったところ、現道切り直し作業を夜間とするよう意見を付されたことから夜間作業を追加する。

【愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領による変更理由】

◆約款又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、以下の理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1)発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】
 <例>〇月〇日の大雨により、現地盤の変状が確認されたため、現地に適合するよう変更する。
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】
 <例>発生土の搬出先について■市〇〇地区内の河川工事を予定していたが、工程調整の結果、●●市△△地区内の区画整理工事へ変更する。
- ウ 地元調整等の処理による場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】
 <例>地元要望により〇〇市の排水計画に変更が生じたことから、それに合わせ当該道路の流末箇所を変更する。
 <例>工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、敷鉄板の敷設を追加した。
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）【約款第19条第1項第4号又は第5号】
 <例>工事にあたり、警察協働を行ったところ、交通誘導警備員の配置計画について意見を付されたことから、配置人数を変更する。
 <例>工事にあたり、警察協働を行ったところ、現道切り直し作業を夜間とするよう意見を付されたことから夜間作業を追加する。

【設計変更による契約変更の範囲】 -愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領より-

◆設計変更により契約変更のできる範囲は、以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1)設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。
 ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。
 なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。
- (2)設計変更により現契約金額を減額する場合

【設計変更の手続】 -愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領より-

- ◆設計変更はその必要が生じた都度、知事又は所長が、行わなければならない。
 ただし、以下の(1)から(3)のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。
 (1)工事施工前に数量が定まらないもの。
 (2)防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
 (3)請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- ◆知事又は所長は当該変更の内容を設計変更通知書(様式35号)に登理し、請負者に対し設計変更内容を通知しなければならない。
- ◆事前に約款19条に基づく請負者から条件変更確認請求通知(工事打合簿)の提出があった場合は、調査を行ったうえ調査結果を請負者へ条件変更確認通知(工事打合簿)により回答するものとする。

【設計変更による契約変更の範囲】 -愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領より-

◆設計変更により契約変更のできる範囲は、以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1)設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。
 ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。
 なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。
- (2)設計変更により現契約金額を減額する場合

【設計変更の手続】 -愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領より-

- ◆設計変更はその必要が生じた都度、知事又は所長が、行わなければならない。
 ただし、以下の(1)から(3)のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。
 (1)工事施工前に数量が定まらないもの。
 (2)防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
 (3)請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- ◆知事又は所長は当該変更の内容を設計変更通知書(様式35号)に登理し、請負者に対し設計変更内容を通知しなければならない。
- ◆事前に約款19条に基づく請負者から条件変更確認請求通知(様式33号)の提出があった場合は、調査を行ったうえ調査結果を請負者へ条件変更確認通知書(様式34号)により回答するものとする。

【契約変更の手続】 -愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領より-

◆設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。
ただし、以下の(1)から(3)のいずれかの条件を満たす変更、又は(4)から(6)の条件を全て満たす「軽微な変更等」は当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責によらない事由で設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- (4) 工種（レベル2）の追加を伴わない変更
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20パーセント未満かつ6,000万円未満のもの
- (6) 1種別（レベル3）の変更金額が3,000万円未満かつ30パーセント未満、もしくは900万円未満のもの

◆契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領第3の「設計変更理由」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない。

【契約変更の手続】 -愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領より-

◆設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。
ただし、以下の(1)から(3)のいずれかの条件を満たす変更、又は(4)から(6)の条件を全て満たす「軽微な変更等」は当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- (3) 請負者の責によらない事由で設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
- (4) 工種（レベル2）の追加を伴わない変更
- (5) 累積概算増減額が当初契約金額の20パーセント未満かつ6,000万円未満のもの
- (6) 1種別（レベル3）の変更金額が3,000万円未満かつ30パーセント未満、もしくは900万円未満のもの

◆契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領第3の「設計変更理由」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない。

◆例

- ① 設計図書に工事着工時期が定められている場合、その期日までに請負者の責によらず施工できない場合
- ② 警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ③ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設置された場合
- ④ 請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ⑤ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- ⑥ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- ⑦ 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ⑧ 設計図書と実際の施工条件の相違が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ⑨ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

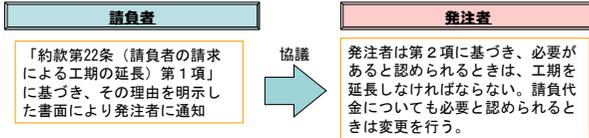
◆例＜設計変更可能なケース＞

- ① 設計図書に工事着工時期が定められている時に、その期日までに請負者の責によらず施工できない場合
- ② 請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ③ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- ④ 設計図書と実際の施工条件の相違が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ⑤ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(8) 請負者からの請求による工期の延長

（約款第22条）＜設計変更可能なケース＞

○請負者は、**天災等**、関連工事の調整協力、その他請負者の責めに帰すことができない事由により期限内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



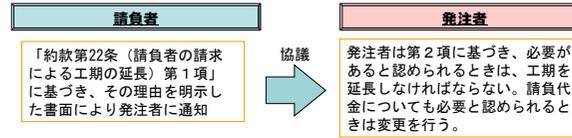
請負者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例.
- ア. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 - イ. その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(8) 請負者からの請求による工期の延長

（約款第22条）＜設計変更可能なケース＞

○請負者は、**天候不良**、関連工事の調整協力、その他請負者の責めに帰すことができない事由により期限内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



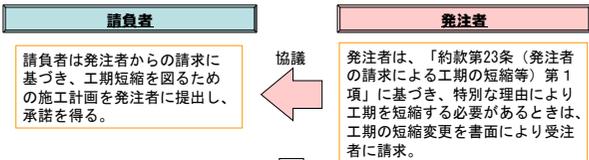
請負者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例.
- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
 - イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 - ウ. その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(9) 発注者の請求による工期の短縮

（約款第23条）＜設計変更可能なケース＞

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に書面にて請求することができる。



受注者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例.
- ア. 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
 - イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
 - ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(9) 発注者の請求による工期の短縮

（約款第23条）＜設計変更可能なケース＞

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に書面にて請求することができる。



受注者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

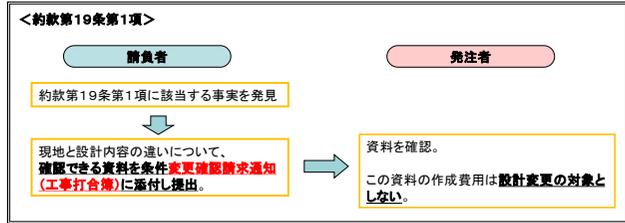
- 例.
- ア. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
 - イ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

7 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的な対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

請負者は、当初設計等に対して**約款第19条第1項**に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



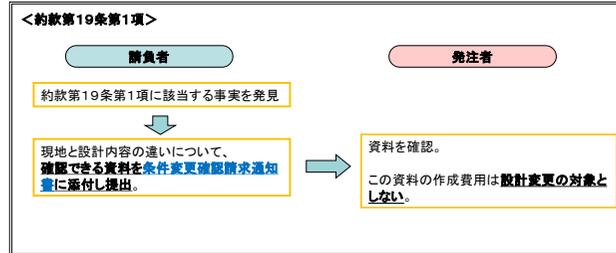
※請負者は、構造計算等の照査を行うもの、新たな比較設計や構造計算を行う必要はない。
新たな比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

6 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的な対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

請負者は、当初設計等に対して**約款第19条第1項**に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- 入札参加者は、県から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を**検討のうえ**、入札しなければならない。（愛知県建設工事関係入札者心積書 第9条 入札の基本的事項）
- 本公告及び入札関係図書に対する質問（技術資料を作成するために必要な質問を含む。）は、次のとおり文書（様式自由。）を郵送（書留郵便に限る。）、**電子メール**又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。（公告 3.（2）本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答 ア）

【契約後】

- 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、**工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない**。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（標準仕様書 1-1-3 設計図書の照査等）

◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- 入札参加者は、県から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を**検討のうえ**、入札しなければならない。（愛知県建設工事関係入札者心積書 第9条 入札の基本的事項（1））
- 本公告及び入札関係図書に対する質問（技術資料を作成するために必要な質問を含む。）は、次のとおり文書（様式自由。）を郵送（書留郵便に限る。）又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。（公告 3.（2）本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答 ア）

【契約後】

- 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、**監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない**。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（標準仕様書 1-1-3 設計図書の照査等）

10 設計図書の照査について

◆約款及び標準仕様書において設計照査の実施は請負者の責務

(1)約款第19条(条件変更等)

請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

(2)標準仕様書第1編総則編第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、**工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。**

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

9 設計図書の照査について

◆約款及び標準仕様書において設計照査の実施は請負者の責務

(1)約款第19条(条件変更等)

請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

(2)標準仕様書第1編総則編第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、**監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。**

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

◆設計図書の照査の範囲

●標準仕様書により請負者が作成する資料の範囲

- ①現場地形図・・・・・・・・・・実測横断面図
- 設計図との対比図・・・・・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図
- 取合い図・・・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記
- 施工図・・・・・・・・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする

注1) 更なる追加資料とはP32(2)最終行「更に詳細な説明または書面の追加」を指す
注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して**新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない**。請負者の資料に対して**更なる比較設計や構造計算等の検討に係る費用は発注者の責務**において実施するものとする。

◆設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

設計照査の範囲をこえるもの事例は本ガイドラインP.22を参照。

◆工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事請負者は、約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、一般事項については、「設計図書の照査要領（案）」の照査の項目を実施する。

◆設計図書の照査の範囲

●標準仕様書により請負者が作成する資料の範囲

- ①現場地形図・・・・・・・・・・実測横断面図
- 設計図との対比図・・・・・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図
- 取合い図・・・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記
- 施工図・・・・・・・・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする

注1) 更なる追加資料とはP32(2)最終行「更に詳細な説明または書面の追加」を指す
注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して**新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない**。請負者の資料に対して**更なる比較設計や構造計算等の検討に係る費用は発注者の責務**において実施するものとする。

◆設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

設計照査の範囲をこえるもの事例は本ガイドラインP.22を参照。

◆工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事請負者は、約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、一般事項については、「設計図書の照査要領（案）」の照査の項目を実施する。
また、その他工種毎の照査についても、適宜実施する。

設計図書の照査要領(案)

愛知県建設局

設計図書の照査要領(案)

令和元年10月

愛知県建設局

◆照査要領(案)

請負者が設計図書の照査を行う際のチェックリストとして、照査要領(案)を定めた。

照査項目は、大項目として、条件明示(Ⅰ工法関係、Ⅱ工程関係、Ⅲ用地関係、Ⅳ安全対策、Ⅴ建設副産物)、資料貸与及び設計図書の3項目に分類した。

チェック内容は、大項目毎(条件明示、資料貸与及び設計図書)に異なる。

条件明示に関する項目は、設計書及び特記仕様書に明示してあるが、よくわからないことも含め、**条件変更確認請求通知**で確認する。

条件の確認は重要で、発注者と請負者で認識のずれがあると、工事目的物が間違っ出来上ったり、設計変更が円滑に行われないなどの問題が生じる原因となる。

資料貸与に関する項目は、資料が貸与されている場合についても、その資料中に確認したい事項があれば、**条件変更確認請求通知**で確認する。

設計図書に関する項目は、設計図書に誤謬、脱漏等の事実がある場合に**条件変更確認請求通知**で確認する。

また、具体的なチェック方法は、照査要領(案)の記入要領を参考とする。

照査項目一覧表は、照査のためのツールであり、目的物ではない。照査結果の参考資料として**条件変更確認請求通知**に添付し、提出する。

確認事項が無い場合は、打合簿に添付し、確認事項が無かったことを報告する。

なお、道路維持補修工事等「工事打合せ簿」による工事については、この照査要領(案)による照査の対象としない。

◆照査要領(案)

請負者が設計図書の照査を行う際のチェックリストとして、照査要領(案)を定めた。

照査項目は、大項目として、条件明示(Ⅰ工法関係、Ⅱ工程関係、Ⅲ用地関係、Ⅳ安全対策、Ⅴ建設副産物)、資料貸与及び設計図書の3項目に分類した。

チェック内容は、大項目毎(条件明示、資料貸与及び設計図書)に異なる。

条件明示に関する項目は、設計書及び特記仕様書に明示してあるが、よくわからないことも含め、**条件変更確認請求通知書**で確認する。

条件の確認は重要で、発注者と請負者で認識のずれがあると、工事目的物が間違っ出来上ったり、設計変更が円滑に行われないなどの問題が生じる原因となる。

資料貸与に関する項目は、資料が貸与されている場合についても、その資料中に確認したい事項があれば、**条件変更確認請求通知書**で確認する。

設計図書に関する項目は、設計図書に誤謬、脱漏等の事実がある場合に**条件変更確認請求通知書**で確認する。

また、具体的なチェック方法は、照査要領(案)の記入要領を参考とする。

照査項目一覧表は、照査のためのツールであり、目的物ではない。照査結果の参考資料として**条件変更確認請求通知書**に添付し、提出する。

確認事項が無い場合は、打合簿に添付し、確認事項が無かったことを報告する。

なお、道路維持補修工事等「工事打合せ簿」による工事については、この照査要領(案)による照査の対象としない。

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

項目	内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項
III 用地関係	借地に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	工事用地の復旧に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	事業損失防止に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	立木伐採に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	その他工事用地に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
IV 安全対策	交通安全施設に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	近接施工に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	交通誘導員に関する事(対象工種、期間、人数及び配置)	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
V 建設副産物	建設発生土の処理に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□

フロー図(条件明示)



愛知県建設局 設計変更ガイドライン

項目	内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項
III 用地関係	借地に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	工事用地の復旧に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	事業損失防止に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	立木伐採に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	その他工事用地に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
IV 安全対策	交通安全施設に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	近接施工に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	交通誘導員に関する事(対象工種、期間、人数及び配置)	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
V 建設副産物	建設発生土の処理に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	建設発生土の搬出に関する事	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□

フロー図(条件明示)



工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

項目	内容	資料貸与の必要性	貸与状況	—	資料中の確認したい事項
資料貸与	地質調査報告書の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	測量成果簿の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	用地境界線の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	測量基準点等の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	地下埋設物に関する資料の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	設計委託成果品(設計条件等の確認)の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	その他資料貸与に関する事	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
設計図書	金抜き設計書の設計数量と数量計算書との不整合	有□ 無□	—	—	—
	設計図面と数量計算書に使用した寸法、記号及び規格の不整合	有□ 無□	—	—	—
	必要項目の図面からの抜け落ち(水位、地質条件等)	有□ 無□	—	—	—
	設計計算書の計算結果の関連した図面への反映	有□ 無□	—	—	—
	設計図面相互の不整合(構造図と配筋図等)	有□ 無□	—	—	—
	図面が不明瞭	有□ 無□	—	—	—
	施工後にしか数量が、確定できない工種 その他設計図書の確認に関する事	有□ 無□	—	—	—

フロー図(資料貸与)



愛知県建設局 設計変更ガイドライン

項目	内容	資料貸与の必要性	貸与状況	—	資料中の確認したい事項
資料の確認	地質調査報告書の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	測量成果簿の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	用地境界線の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	測量基準点等の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	地下埋設物に関する資料の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	設計委託成果品(設計条件等の確認)の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
	その他資料貸与に関する事	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
設計図書の確認	金抜き設計書の設計数量と数量計算書との不整合	有□ 無□	—	—	—
	設計図面と数量計算書に使用した寸法、記号及び企図の不整合	有□ 無□	—	—	—
	必要項目の図面からの抜け落ち(水位、地質条件等)	有□ 無□	—	—	—
	設計計算書の計算結果の関連した図面への反映	有□ 無□	—	—	—
	設計図面相互の不整合(構造図と配筋図等)	有□ 無□	—	—	—
	図面が不明瞭	有□ 無□	—	—	—
	施工後にしか数量が、確定できない工種 その他設計図書の確認に関する事	有□ 無□	—	—	—

フロー図(資料貸与)



II 工事一時中止に係るガイドライン 目次

- II-1 工事一時中止に係るガイドライン・・・P 41～P 71
- II-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて・・・P 72～P 88

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

II-1 工事一時中止に係るガイドライン

- | | |
|---|--|
| 1 ガイドライン策定の背景・・・P 41 | 10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い・・・P 56
・増加費用の設計書における扱い
・増加費用の事務処理上の扱い
・工事の一時中止に係る手続きの流れ |
| 2 工事の一時中止に係る基本フロー・・・P 42 | |
| 3 発注者の中止指示義務・・・P 43 | 参考資料・・・P 60
・工事の一時中止に係る手続き様式
・増加費用の費目と内容 |
| 4 工事を中止すべき場合・・・P 44 | |
| 5 中止の指示・通知・・・P 45 | |
| 6 基本計画書の作成・・・P 46 | |
| 7 工期短縮計画書の作成・・・P 47 | |
| 8 請負代金額又は工期の変更・・・P 48
・請負代金額の変更
・工期の変更 | |
| 9 増加費用の考え方・・・P 49
(1) 本体工事施工中に中止した場合
(2) 工期短縮を行った場合
(3) 契約後準備工着手前に中止した場合
(4) 準備工期間に中止した場合 | |

注) 表中において、
「約款」とは「愛知県公共工事請負契約約款」を示す。
「標準仕様書」とは「土木工事標準仕様書」を示す。
「積算基準書」とは「愛知県積算基準書及び歩掛表」を示す。

5 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を請負者に通知しなければならない。【関係法令：約款第21条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権	工事の中止期間
<p>◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。</p> <p>※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断</p> <p>◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。</p>	<p>◇請負者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。</p> <p>◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。</p> <p>◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めるときに工事の再開を指示しなければならない。</p> <p>◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、請負者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。</p> <p>◇なお、中止期間中においては、工事施工出来ない要因の処理状況について適宜発注者間で情報共有を行い、今後の見通しなどを共有すること。45</p>
請負者による中止事案の確認請求	
<p>◇請負者は、請負者の責に帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。</p>	

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

6 基本計画書の作成

◆工事を中止した場合において、請負者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。【標準仕様書第1編1-1-15】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、請負者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容	管理責任
<p>◇基本計画書作成の目的</p> <p>◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること</p> <p>◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること</p> <p>◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項</p> <p>◇工事再開に向けた方策</p> <p>◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠(P51, 52)</p> <p>◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き</p>	<p>◇中止した工事現場の管理責任は、請負者に属するものとする。</p> <p>◇請負者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。</p>

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、請負者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆請負者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容	工期の変更
<ul style="list-style-type: none"> ◇工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画等に関すること ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ◇請負者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

8 請負代金額又は工期の変更

- ◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。
※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- ◆中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更	工期の変更
<ul style="list-style-type: none"> ◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない請負者の増加費用、損害を負担しなければならない。 ◇増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○工事用地等を確保しなかった場合 ○暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの ◇損害の負担 <ul style="list-style-type: none"> ○発注者に過失がある場合に生じたもの ○事情変更により生じたもの ※増加費用と損害は区別しないものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。 ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。 ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として算入する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

<p>工事現場の維持に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員を保持するために必要とされる費用等 ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用 	<p>中止により工期延期となる場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等
<p>工事体制の縮小に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等 	<p>工期短縮を行った場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等 ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする
<p>工事現場の再開準備に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等 	<p>※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事</p>

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

- ①工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・・【増加費用を見込む】
例：工程を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・・【増加費用は見込まない】
例：工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・【増加費用を見込む】
例：想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず、工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合
自然災害で被災を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
※災害による損害については、約款第30条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ◇当初昼間施工であったが、工程追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の時間に要する費用。
- ◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ◇その他、必要と思われる費用。

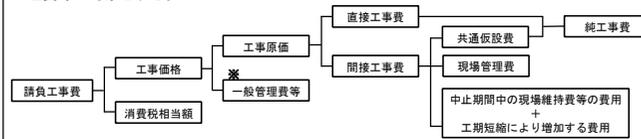
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

（3）中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

■増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

積上げ項目	率で計上する項目
<ul style="list-style-type: none"> ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用 ○直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ○直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◇運搬費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬 ◇安全費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○工事現場の維持に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ※保安施設、保安要員の費用および火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用 ◇投資費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金 ◇営繕費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場事務所、労働者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕積料に要する費用 ◇現場管理費の増加費用 <ul style="list-style-type: none"> ○現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可。
・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上げ積算とする。

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^注に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。
 ただし、中止期間3ヶ月※以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。
 ※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。
 ※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4か月の場合、4か月分の見積）を徴収する。
 注）増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

■工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位：％、少数第4位四捨五入3位止め）
 J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）
 α：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（dg）

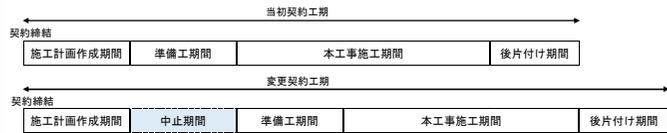
$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^b - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^b \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数
 R：公共工事設計労務準備（土木一般世話役）
 A・B・a・b：各工種毎に決まる係数
（積算基準書 第11章 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算（建地-1）別表-1参照）

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

（4）契約後準備工着手前に中止した場合

◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
 ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



■基本計画書の作成

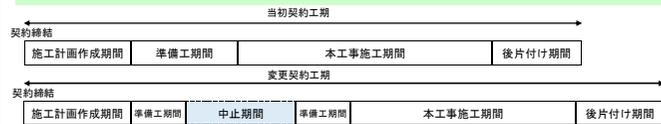
○約款第17条（工事用地の確保等）2項に「請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
 ○このことから、請負者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

■増加費用

○一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(5) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



■基本計画書の作成

○請負者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。
 ※概算費用は、請求する場合のみ記載する。
 ※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

■増加費用

- 増加費用の適用は、請負者から請求があった場合に適用する。
 - 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、管轄費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
 - 増加費用の算定は、請負者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
- ※概算は請負者から見積を求むるものを行う。

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

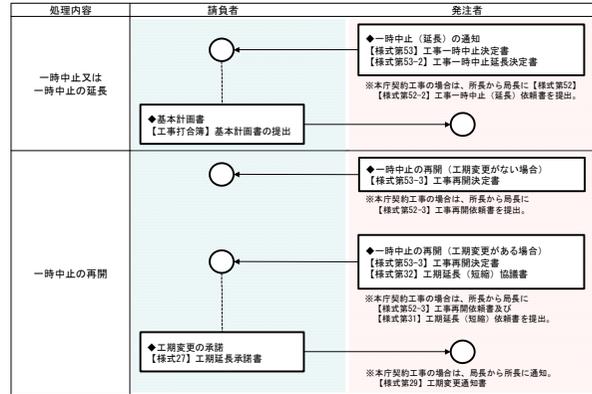
- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

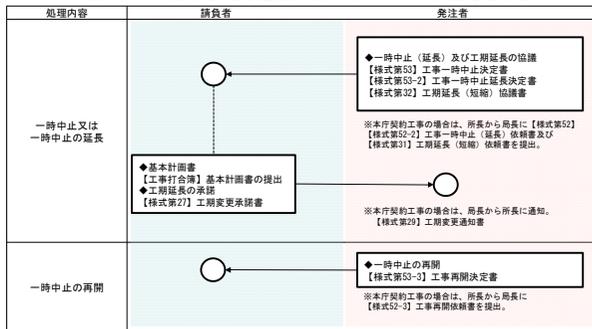
■工事の一時中止に係る手続きの流れ

(1)一時中止期間が（一時中止の延長においても）工期末を超えない場合

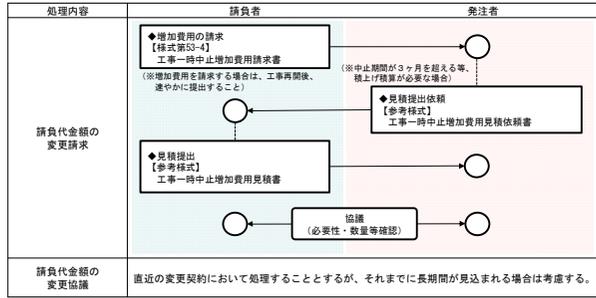


II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

(2)一時中止期間が（当初または延長において）工期末を超える場合



(3) 増加費用請求の意思がある場合



II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

■【参考資料】工事の一時中止に係る手続き様式（「建設工事施行に関する事務取扱要領」参照）

様式第52		様式第52-2	
第 号 年 月 日		第 号 年 月 日	
○ ○ 局長 殿		○ ○ 局長 殿	
所 長		所 長	
工事の一時中止について（依頼）		工事の一時中止の延長について（依頼）	
下記の工事について、一時中止する必要が生じたので、よろしくお願ひします。		下記の工事について、日附（ 年 月 日）から（ 年 月 日まで）一時中止を延長する必要が生じたので、よろしくお願ひします。	
記		記	
工 事 名		工 事 名	
路線等の名称		路線等の名称	
工 事 場 所		工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円	請 負 代 金 額	金 円
契約締結年月日	年 月 日	契約締結年月日	年 月 日
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日	工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
請 負 者		請 負 者	
監督員職氏名		監督員職氏名	
一時中止の期間	日附 年 月 日から 年 月 日まで	元一時中止の期間	日附 年 月 日から 年 月 日まで
一時中止箇所	(※一部一時中止の場合)	一時中止箇所	(※一部一時中止の場合)
現在の概算出来形	約 パーセント	現在の概算出来形	約 パーセント
工事の状況及び一時中止の理由		一時中止期間延長理由	
	担当 電話 内線		担当 電話 内線

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

<p>様式第 52-3</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>〇〇 局長 様 所 長</p> <p>工事の再開について（依頼） 下記の工事について、再開しますので、よろしくお願ひします。 記</p>		<p>様式第 53</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p>愛 知 県 知 事 様 【愛知県 所長】</p> <p>工事の一時中止について（通知） 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、 日 (年 月 日から 年 月 日まで) 工事を一時中止してください。 記</p>	
工 事 名		工 事 名	
路 線 等 の 名 称		路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所		工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円	請 負 代 金 額	金 円
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日	工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
請 負 者		請 負 者	
監 督 員 職 氏 名		監 督 員 職 氏 名	
一 時 中 止 の 期 間	日 間 年 月 日 から 年 月 日 まで	一 時 中 止 の 期 間	日 間 年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 再 開 箇 所	(※一部一時中止の場合)	工 事 再 開 箇 所	(※一部一時中止の場合)
工 事 再 開 年 月 日	年 月 日	工 事 再 開 年 月 日	年 月 日
	担当 電話 内線		担当 電話 内線

61

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

<p>様式第 53-2</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p>愛 知 県 知 事 様 【愛知県 所長】</p> <p>工事の一時中止の延長について（通知） 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、 日 (年 月 日から 年 月 日まで) 工事を一時中止を延長してくだ さい。 記</p>		<p>様式第 53-3</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p>愛 知 県 知 事 様 【愛知県 所長】</p> <p>工事の再開について（通知） 下記工事について、再開してください。 記</p>	
工 事 名		工 事 名	
路 線 等 の 名 称		路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所		工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円	請 負 代 金 額	金 円
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日	工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
請 負 者		請 負 者	
監 督 員 職 氏 名		監 督 員 職 氏 名	
一 時 中 止 の 期 間	日 間 年 月 日 から 年 月 日 まで	一 時 中 止 の 期 間	日 間 年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 再 開 箇 所	(※一部一時中止の場合)	工 事 再 開 箇 所	(※一部一時中止の場合)
工 事 再 開 年 月 日	年 月 日	工 事 再 開 年 月 日	年 月 日
	担当 電話 内線		担当 電話 内線

62

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

様式第53-4

年月日

受 知 県 知 事 殿
【受知県 所長】

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
年月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用を必要としたので、受知県公共工事請負契約約款第21条第3項に基づき負担されるよう請求します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
一時中止の期間	年月日 年月日

※増加費用を請求する場合は、工事再開後、速やかに提出すること。

(参考様式)

第 号
年月日

様

受 知 県 知 事 殿
【受知県 所長】

工事の一時中止に伴う増加費用の見積について（依頼）
年月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用について、見積を提出されたい。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
中止の期間	日間 年月日 年月日

提出
電話
内線

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

(参考様式)

年月日

受 知 県 知 事 殿
【受知県 所長】

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

工事の一時中止に伴う増加費用の見積について
年月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用を見積もったので関係資料を添えて提出します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
一時中止の期間	日間 年月日 年月日
増 加 費 用 金	円
増加費用の内訳	別紙のとおり

※増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。

様式第27

工 期 変 更 承 諾 書

年月日

受 知 県 知 事 殿
【受知県 所長】

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕 印

年月 日付け 第 号の協議については、下記のとおり承諾します。

記

工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場 所	
原 工 期	着手 完了 年月日 年月日
変 更 工 期	着手 完了 年月日 年月日

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

様式第29

第 号
年 月 日

所 長 殿

〇 〇 局 長

工期の延長【短縮】について（通知）
前記 年 月 日付け 第 号の については、別添のとおり請負者の承諾を得ました。

担当
電話
内線

注：請負者からの承諾書の写しを添付すること。

様式第31

第 号
年 月 日

〇 〇 局 長 殿

所 長

工期の延長【短縮】について（依頼）

下記工事について、工期の延長【短縮】をする必要が生じたため、よろしくお願ひします。

記

工 事 名	
経 理 等 の 名 称	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	
契約締結年月日	年 月 日
原 工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
請 負 者	
専 任 監 督 員	
主任監督員	
掛 勤 監 督 員	
現在の出来形	パーセント
原工期末における 予定出来形	（延長の場合のみ記入） パーセント
延長【短縮】の 期	日数 年 月 日から 年 月 日まで
工期延長【短縮】 の 理 由	

担当
電話
内線

注：工期の短縮の場合は、「短縮の期間」欄に、「日数」及び「年 月 日」を記入する。

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

工事請負契約における設計変更ガイドライン（統合版）

様式第32

第 号
年 月 日

様

受 知 照 知 事 印
【受知照 所長】

工期の延長【短縮】について（協議）
前記 年 月 日付けで契約した工事の完了期限を、下記のとおり延長【短縮】することをしたいので、協議します。
また、受知照が本工事請負契約の款第 条第 項に定める当該協議開始の日は、
年 月 日とします。
なお、ご協議のない場合は、別添工期変更承諾書を出してください。

記

工 事 名	
経 理 等 の 名 称	
工 事 場 所	
原 工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
変 更 工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日

担当
電話
内線

■【参考資料】増加費用の費目と内容

◆増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用（積上又は率により計上）

イ 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

①工事現場の維持等に必要なる労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

①工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のために存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ることであり、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料に要する費用

へ 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し、又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬
元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

①既存の安全施設に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要因費を含む。）

ス 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

②電力水道等の基本料
元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務費輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

①元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直雇又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。
- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法廷福利費、福利厚生費、通信交通費として現場監理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本店における増加費用に係る消費税に相当する費用

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

II-2 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

- 1 増加費用に関する基本事項・・・・・・・・・・ P 72
- 2 工事一時中止の区分・・・・・・・・・・ P 73
- 3 全体中止と部分中止の積算内容の違い・・・・・・・・・・ P 75
- 4 請求の流れ及び適用範囲・・・・・・・・・・ P 76
- 5 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）・・・・・・・・・・ P 79
- 6 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例（3ヶ月を超える場合）・・・・・・・・ P 80
- 7 基本計画書の作成例・・・・・・・・・・ P 81
- 8 工事請負代金変更請求の作成例（1）・・・・・・・・・・ P 83
- 9 工事請負代金変更請求の作成例（2）・・・・・・・・・・ P 84
- 10 工事請負代金変更請求の作成例（3）・・・・・・・・・・ P 85
- 11 工事請負代金変更請求の作成例（4）・・・・・・・・・・ P 86
- 12 工事請負代金の構成（1）・・・・・・・・・・ P 87
- 13 工事請負代金の構成（2）・・・・・・・・・・ P 88

1 増加費用に関する基本事項

■増加費用に関する基本事項

対象工事	発注者が、約款第21条3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により中止した工事 ○施工中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増し分費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 (ガイドラインP49)	○工事現場の維持に関する費用 ○工事件制の縮小に要する費用 ○工事の再開準備に要する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工期短縮を行った場合の費用
積算費用の算定 (ガイドラインP51)	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

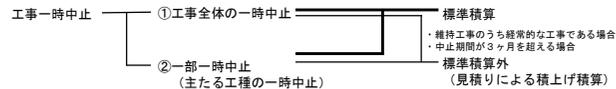
72

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

2 工事一時中止の区分

■一時中止と一部一時中止の違い

- ◆約款第21条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。
- ◆工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



※一部一時中止の場合の増し分費用について
中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。
(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

73

■一時中止と一部一時中止の違い

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を明示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を 工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について 工期延期する
増し分費用の算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位: %、少数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位: 円、1,000円未満切り捨て) α: 増し分費用(単位: 円、1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \times B + (N \times R \times 100) / J$ N: 一時中止日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延期日数

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

3 全体中止と部分中止の積算内容の違い

■算定方法の違い

	中止期間が3ヶ月以内の場合 一標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 一すべて積上げ積算
一 工 事 全 体 中 止 (一 時 中 止)	①単計上項目は、標準積算(率計上)とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の単計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。 ②単計上項目以外は、積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。	③すべての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、 仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
	<p>一時中止</p> <p>一時中止</p> <p>中止期間における現場維持のための社員等</p> <p>中止期間: N(日)</p>	<p>一時中止</p> <p>一時中止</p> <p>中止期間における現場維持のための社員等</p> <p>中止期間: N(日)</p>
一 主 た る 工 種 中 止 (一 部 一 時 中 止)	①単計上項目は、標準積算(率計上)とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の単計上項目の対象日数は「工事延期期間のN」を用いる。 ②単計上項目以外は、積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。	③すべての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、 仮設設備材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
	<p>一時中止</p> <p>現場代理人・監理技術者 中止期間における現場維持のための社員等</p> <p>中止期間: N(日) 標準積算②、標準積算以外③</p>	<p>一時中止</p> <p>一部中止に伴う工期延期期間: N'(日) (※数量増による工期延期日数は除く) 標準積算①の率計算に用いる日数</p>

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合は、出水期間における現場維持等に必要費用(仮設費用、運搬費用、現場遣返等)は設計変更により計上する。

4 請求の流れ及び適用範囲

■工事一時中止の増し分費用について

工事中止の通知・指示（発注者→受注者）

発注者は、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見直し等の中止内容通知する。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示する。
 ＊「中止の時期」の確認
 ＊中止期間の見直し確認 一特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

基本計画書の提出・承諾（受注者→発注者）

＊実施内容を明記（一積算に反映される）
 ＊管理責任の所在を明記

基本計画書に基づく工事現場の維持・監理（受注者が実施）

＊実施内容の証明（増加費用の明細書、作業報告等）

工事再開の通知（発注者→受注者）

＊中止期間の確定（部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数）
 ＊増し分費用の協議

工事請負代金・工期変更の請求（受注者→発注者）

＊増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

■工事一時中止の増し分費用について

		中止の時期	
		契約後準備工事手前	準備工期間
		契約締結後、現場事務所・工事区域が未設置、材料等が未準備の状態での準備工事着手するまでの期間	現場事務所・工事区域を設置し、測量等の本工事前の準備期間
		増加費用は計上しない	積上げ積算
1 3 ヶ 月 以 内 超 え る も と	中止期間	前全部中止の場合は、契約者の専任解除 前中止期間が工期の1/2（6ヶ月）を超えた場合は契約の解除権が発生	前次買入（中止期間中の現場維持等に要する費用）の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事着振掛料 ○取積費 ・現場事務所維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当てが想定される。
		標準積算（増加費用 $G = dg \times J + \alpha$ ）または積上げ積算	前次買入項目（率分除く）について費用の明細書に基づき受発注者協議
		前全部中止の場合に適用（主たる工場の部分中止により工期延期になった場合を含む） 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α：積上げ積算	標準積算（増加費用 $G = dg \times J + \alpha$ ）または積上げ積算 dg：一時中止に係る現場経費率 J：中止時点の純工事費 α：積上げ積算

※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、協議するものとする。なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。

■増加費用の範囲

- (1) 現場維持に要する費用
 イ. 工事現場の維持に要する費用 二. 中止により工期延期となる場合の費用
 ロ. 工事体制の縮小に要する費用 ホ. 工期短縮を行った場合の費用
 ハ. 工事の再開・準備に要する費用
 (2) 本支店における増し分費用・・・・・・・・・・一般管理費として率計上される

■中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において3ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

イ 材料費	①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③原積工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	①工事現場の維持等に必要なる労務費 率中止率の労務費は、トンネル、準備等を除き、差引として計上しない。 ②他現場に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械器具費	①工事現場に保管する機械の保管費、運転費 ②工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
ホ 運搬費	①大型機械等々の現場内運搬 ②運搬の準備作業を超える搬片付け、荷戻準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する。
ト 仮設費	①仮設設備の維持 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
チ 事業損失の追加設置	仮設に準じて積算した費用
リ 安全費	①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の増上げ料 ②電力・水道等の基本料
ヒ 現場管理費	労務に要する費用は計上しない。
フ 高橋費	現場に設置済の高橋施設のうち高設計に計上されたものと同等と認められる高橋施設の中止期間に係る維持費、補修費及び燃料費等
ク 労働者輸送費	高設計が、築橋費、労働者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労働者を一括移動させる場合の移動費用
ケ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定められた費用
コ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用
カ 地代	現場管理費の内、高橋費に係る敷地の増上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
キ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場に要員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

5 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

■中止期間中の現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

- dg：一時中止に係る現場維持費率（単位：％、小数第4位四捨五入3位止め）
 J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）
 α：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）
 $dg = A \{ (J / (a \times J^2 + N)) \}^2 B - (J / (a \times J^2)) \}^2 B + \{ (N \times R \times 100) / J \}$
 N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数
 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）
 A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（積算基準書 第11章工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算（建地-1）別表-1参照）

【試算例】河川・道路構造物、地方部（一般交通等の影響なし）

A =	410.4
B =	-0.2019
a =	1.0955
b =	0.3075
J =	1,000,000,000 一時中止時点の契約上の純工事費
N =	90 一時中止日数
R =	27,500 公共工事設計労務単価（土木一般世話役、愛知県）
α =	0 積上げ費用

【試算例】中止90日、積上げ0円の場合
（中止期間中の現場維持等の費用）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^2 + N)) \}^2 B - (J / (a \times J^2)) \}^2 B + \{ (N \times R \times 100) / J \}$$

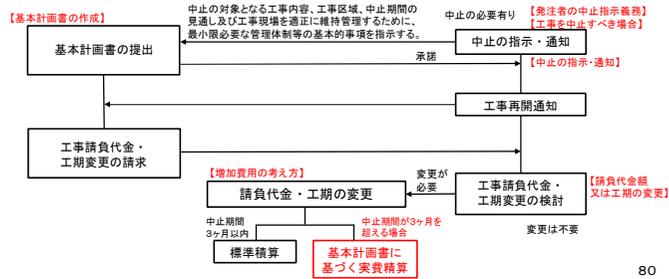
純工事費	dg	G
100,000,000	4.127	412,700,000
300,000,000	1.863	558,900,000
500,000,000	1.330	665,000,000
1,000,000,000	0.867	867,000,000

$$G = dg \times J + \alpha$$

G = 8,670,000 1,000円未満切り捨て

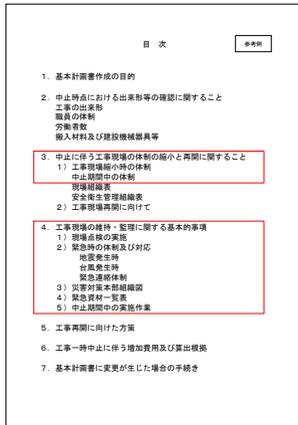
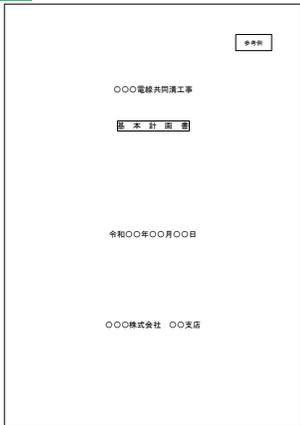
6 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例(3ヶ月を超える場合)

工 事 名：○○○電線共同溝工事
 当 初 工 期：令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日（○○○日間）
 当初契約金額：¥○○○,○○○,○○○-
 一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に
 占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する
 一時中止期間：令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日（○○○日間）



II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

7 基本計画書の作成例



9 工事請負代金変更請求の作成例(2)

■増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等見積もり

工事名 ○○○電線共同溝工事
 工事場所 目) ○○○市 区) ○○○市
 当初工期 目) 令和○○年○○月○○日 (○○○日) 期) 令和○○年○○月○○日 (○○○日)
 一時中止期間 目) 令和○○年○○月○○日 (○○○日) 期) 令和○○年○○月○○日 (○○○日)

当初契約金額 ¥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ¥○○○,○○○,○○○
 増加金額 ¥ 3,456,789 税抜増加金額 ¥ 3,456,789
 ○○○株式会社 ○○支店

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る
 証明書類の提出が必要

【証明書類の例】

- 現場代理人等の給料について
 - 当該現場での作業内容
 - 給与等の内訳書
 - 給与明細等の資料
- 福利厚生費、通信交通費、営繕費について
 - 経費別支払調書
 - 事務用品の証明書類の提出
 - 経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を
 切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

工事一時中止に伴う増加費用等見積もり

工事名	品名	単位	数量	単価	金額	備考
○○○電線共同溝工事	一時中止に伴う増加費用	式	1		3,456,789	
	(1) 現場管理費	式	1		3,456,789	
	- 経理員給料手当	式	1		3,094,483	
	- 現場代理人	式	1	566,899	2,179,274	
	- 福利厚生費	式	1	796,000	915,207	
	- 事務用品費	式	1		99,999	
	- 通信交通費	式	1		112,600	
	- 営繕費	式	1		103,000	
	合計				3,456,789	

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

10 工事請負代金変更請求の作成例(3)

■増加費用の見積もり書根拠資料例

(1)現場代理人等の給料について【資料1】

○当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 期別表

中止期間	作業内容
1 月	工事一時中止に伴う
2 月	
3 月	
4 月	現場管理費(現場事務所)
5 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
6 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
7 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
8 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
9 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
10 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
11 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
12 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
13 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
14 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
15 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
16 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
17 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
18 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
19 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
20 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
21 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
22 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
23 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
24 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
25 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
26 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
27 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
28 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
29 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
30 月	大 福利厚生費(福利厚生費)
31 月	大 福利厚生費(福利厚生費)

○給与等の内訳書

【現場代理人 ○○ ○○】

給与	給与	超勤手当	賞与配賦率	給与手当 小計
○月	389,900	118,147	102,825	508,212
○月	389,900	0	102,825	472,725
○月	389,900	23,225	102,825	498,450
○月	389,900	5,925	102,825	478,650
○月(日分)	109,103	753	39,717	148,573
合計	1,588,703	148,552	450,017	2,179,272
対象期間平均	389,466	32,688	104,622	506,669

【営繕費 ○○ ○○】

給与	給与	超勤手当	賞与配賦率	給与手当 小計
○月	523,400	0	180,937	394,537
○月(日分)	138,139	0	52,520	210,689
合計	661,539	0	233,457	815,206
対象期間平均	524,415	0	178,520	704,005

○給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

給与明細書(給与明細書)

氏名	給与	超勤手当	賞与配賦率	給与手当 小計
○ ○ ○	389,900	118,147	102,825	508,212
○ ○ ○	389,900	0	102,825	472,725
○ ○ ○	389,900	23,225	102,825	498,450
○ ○ ○	389,900	5,925	102,825	478,650
○ ○ ○(日分)	109,103	753	39,717	148,573
合計	1,588,703	148,552	450,017	2,179,272
対象期間平均	389,466	32,688	104,622	506,669

11 工事請負代金変更請求の作成例(4)

■増加費用の見積もり書根拠資料例

(2) 福利厚生費、通信交通費、宮雑費について【資料2】
 (1) 経費別支払証明書(令和〇〇年〇月分)

項目	種別	支払先	金額	備考
事務用品費	コピー代	〇〇〇〇株	37,000	
通信交通費	連絡車	〇〇〇〇	26,300	
現場事務所	レンタル	〇〇〇〇株	38,000	
合計			101,300	

◎事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

◎経費支払の集計証明書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)	13,935		7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

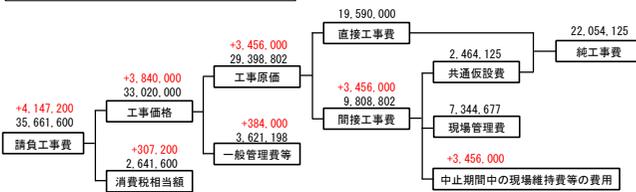
12 工事請負代金の構成(1)

■増加費用等の構成

- ◆中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◆積上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
- ◆増加費用等についても変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



13 工事請負代金の構成(2)

内訳表

内訳	費目・仕様・施工要領等	数量	単価	金額	備考
共同費				13,500,000	
開削土工				19,500,000	
一般土工				19,500,000	
開削掘削				13,500,000	
	19,000			19,500,000	
	19,000	0.01	1,950	19,500,000	
※※直設工事費※※				19,500,000	
				19,500,000	
共通仮設費率分				2,464,125	
				2,464,125	
※※共通仮設費※※				2,464,125	
				2,464,125	
※※純工事費※※				22,054,125	
				22,054,125	
現場管理費				2,244,872	
				2,244,872	
工事の工機器具等に依り増加費用等				0	
				3,466,000	
	工事延長等に依り現場維持等の費用 ○工事 ○工事 ○工事 ○工事 ○工事	0		0	※1
		1	式	3,456,000	
※※工事原価※※				29,709,800	
				29,854,800	
※※一般管理費計※※				3,624,100	
				3,600,100	
※※工事保助費計※※				19,000,000	
				19,000,000	
消費税相当額				2,611,690	
				2,948,800	
※※合計※※				39,803,690	

受 知 果 ※1 「中止期間中の現場維持費」には、請負比率及び存続比率を考慮しない。

II 工事一時中止に係るガイドラインを追加

III 参考資料

1. 愛知県公共工事請負契約約款の条項(抜粋)

- ◇第1条： 総則
- ◇第9条： 特許権等の使用
- ◇第16条： 支給材料
- ◇第17条： 工事用地の確保等
- ◇第18条： 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第19条： 条件変更等
- ◇第20条： 設計図書の変更
- ◇第21条： 工事の中止
- ◇第22条： 請負者の請求による工期の延長
- ◇第23条： 発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第24条： 工期の変更方法
- ◇第25条： 請負代金額の変更方法等
- ◇第26条： 資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第27条： 臨機の措置
- ◇第28条： 一般的損害
- ◇第30条： 不可抗力による損害
- ◇第50条： 請負者の催告によらない解除権

2. 土木工事標準仕様書(抜粋)

- ◆1-1-3： 設計図書の照査等
- ◆1-1-15： 工事の一時中止
- ◆1-1-16： 設計図書の変更
- ◆1-1-17： 工期変更

3. 愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領

4. 愛知県設計変更事務取扱要領第6の「軽微な変更等」を通知する際の概算金額通知

5. 付加的業務の運用

III 参考資料

1. 愛知県公共工事請負契約約款の条項(抜粋)

- ◇第1条： 総則
- ◇第9条： 特許権等の使用
- ◇第16条： 支給材料
- ◇第18条： 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第19条： 条件変更等
- ◇第20条： 設計図書の変更
- ◇第21条： 工事の中止
- ◇第22条： 請負者の請求による工期の延長
- ◇第23条： 発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第24条： 工期の変更方法
- ◇第25条： 請負代金額の変更方法等
- ◇第26条： 資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第27条： 臨機の措置
- ◇第28条： 一般的損害
- ◇第30条： 不可抗力による損害

2. 土木工事標準仕様書(抜粋)

- ◆1-1-3： 設計図書の照査等
- ◆1-1-15： 工事の一時中止
- ◆1-1-16： 設計図書の変更
- ◆1-1-17： 工期変更

3. 愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領

4. 愛知県設計変更事務取扱要領第6の「軽微な変更等」を通知する際の概算金額通知

5. 付加的業務の運用

第17条(工事用地の確保等)

- 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供すべきことを明示した工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を請負者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定める。

第18条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第18条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第30条(不可抗力による損害)

- 工事的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と請負者又は下請負人のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事的物の、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第7条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。
 - 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 発注者は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事的物の、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他請負者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下、この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
 - 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 工事的物に関する損害
 - 損害を受けた工事的物に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 工事材料に関する損害
 - 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 仮設物又は建設機械器具に関する損害
 - 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事的物に相当する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 6次以内の不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第30条(不可抗力による損害)

- 工事的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と請負者又は下請負人のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事的物の、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第7条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。
 - 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 発注者は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事的物の、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他請負者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
 - 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 工事的物に関する損害
 - 損害を受けた工事的物に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 工事材料に関する損害
 - 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 仮設物又は建設機械器具に関する損害
 - 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事的物に相当する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 6次以内の不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第50条（請負者の催告によらない解除権）

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第20条の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

追加

2. 土木工事標準仕様書

1-1-3（設計図書の照査等）（令和6年4月以降）

1. 図面原因の貸与

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原因若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、**工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。**なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

設計図書の照査は、**愛知県建設局「工事請負契約における設計変更ガイドライン」の「I 設計変更ガイドライン 10 設計図書の照査について」**に基づき行うものとする。なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、「**工事請負契約における設計変更ガイドライン」の「I 設計変更ガイドライン 10 設計図書の照査について」の内照査要領(案)**に基づいた照査を行い、照査結果を報告するものとする。

3. 条件変更確認通知

発注者は、第2項の規定による条件変更の内容について、**工事打合簿により提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を工事打合簿により請負者に通知**しなければならない。

4. 契約図書等の使用制限

請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。**

2. 土木工事標準仕様書

1-1-3（設計図書の照査等）

1. 図面原因の貸与

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原因を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、**監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。**なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

設計図書の照査は、**愛知県建設局「工事請負契約における設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」**に基づき行うものとする。なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、「**工事請負契約における設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」の内照査要領(案)**に基づいた照査を行い、照査結果を報告するものとする。

3. 条件変更確認通知書

発注者は、第2項の規定による「**条件変更確認通知書**」が提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を「**条件変更確認通知書**」により請負者に通知しなければならない。

4. 契約図書等の使用制限

請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。**

1-1-15(工事の一時中止)

1. 一般事項

発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ請負者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-50臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、請負者が**契約図書**に違反しまたは監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-16(設計図書の変更)

(令和6年4月以降)

設計図書の変更手続きは、「**愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領**」及び「**工事請負契約における設計変更ガイドライン(統合版)**」(愛知県建設局)により行うものとする。

1-1-15(工事の一時中止)

1. 一般事項

発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ請負者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-50臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、請負者が**契約図書**に違反しまたは監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-16(設計図書の変更)

設計図書の変更手続きは、「**愛知県建設局設計変更事務取扱要領**」の規定により行うものとする。

3. 愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領

愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領

(目的)
第1 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下、「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の標準化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)
第2 設計変更とは、愛知県建設局第134条第1項の規定による「設計内容の変更」により設計を変更するものとい、本案要領第5項の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に通知することを要するものとする。

(設計変更の種類)
第3 設計変更は、愛知県公共工事請負契約約款、愛知県公共土木設計業務委託契約約款及び愛知県建築設計業務委託契約約款に規定する事項、又は、別に定められた条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により設計変更を必要とする場合に該当するものとする。

- (1) 発注者に発生した発注条件によるもの。
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 発注者及び設計者間の協議に基づく場合
 - ウ 発注者等との協議による場合
- (2) 安全対策に基づく場合（交通誘導要員、仮設工事等）
- (3) 発注者において協議関係が原因に基づくもの。
 - ア 発注者間の協議に基づく場合
 - イ 発注者間の協議に基づく場合
 - ウ 土質・地質の調査に基づく場合
 - エ 地下埋設物の調査に基づく場合
 - オ 建設サイトアクセス等に基づく場合（掘削、掘削方法、掘削等の変更）
 - カ 発注者間の協議に基づく場合
 - キ 測量・地質調査等に利用が不可能な場合
 - ク 設計図書の一部、誤謬、脱漏、不明瞭な表示、設計図書に施工条件と工事現場の不一致及びその他協議関係が原因による場合
- (4) 事務の標準化を図るもの

2. 前項の条項の変更

- (1) 前項(1)イについて「発注者」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業というものとする。
- (2) 前項(1)ウについて、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものではない限りは、なお、「地元調査等」とは、地域住民の要望をはじめ、公益委員会等の指摘、公益事業者等の要望を含むものとする。
- (3) 前項(3)イについて 本項は、設計図書と契約上の合意（いわゆる発注者）、又はこれを有する理由により執行困難となった用地買収費、測量費等の経費を削減するために当該削減すべき事項が認められる場合において、当該削減が計上された主目的として既設工事の事業的効果達成に役立つかを判断するため、増大する場合等というものである。なお、本案による施工が認められるは、原則として既設事業であり、なおかつ既設工事と工事・工法が基本的に異なるものとする。

(設計変更による契約変更の範囲)

- 第4 設計変更による契約変更の範囲は、次の各号のイからイの四までの事項を含むものとする。
 - (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内（超過額とする場合は当該金額を超過しない）の場合。ただし、30パーセントを超えらるるものであっても、現に施工の工事と関係して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することがあるものとする。なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なるとはならない。
 - (2) 設計変更により発注者の利益を保護する場合

(設計変更の手続き)

第5 設計変更は必要が生じた際、発注者は発注者が、行わなければならない。ただし、次に掲げる(1)から(3)のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に関する工事現場に行うことができるものとする。

3. 愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領

愛知県建設局・都市整備局・建築局設計変更事務取扱要領

(目的)
第1 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下、「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の標準化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)
第2 設計変更とは、愛知県建設局第134条第1項の規定による「設計内容の変更」により設計を変更するものとい、本案要領第5項の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に通知することを要するものとする。

(設計変更の種類)
第3 設計変更は、愛知県公共工事請負契約約款、愛知県公共土木設計業務委託契約約款及び愛知県建築設計業務委託契約約款に規定する事項、又は、別に定められた条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により設計変更を必要とする場合に該当するものとする。

- (1) 発注者に発生した発注条件によるもの。
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 発注者及び設計者間の協議に基づく場合
 - ウ 発注者等との協議による場合
- (2) 安全対策に基づく場合（交通誘導要員、仮設工事等）
- (3) 発注者において協議関係が原因に基づくもの。
 - ア 発注者間の協議に基づく場合
 - イ 発注者間の協議に基づく場合
 - ウ 土質・地質の調査に基づく場合
 - エ 地下埋設物の調査に基づく場合
 - オ 建設サイトアクセス等に基づく場合（掘削、掘削方法、掘削等の変更）
 - カ 発注者間の協議に基づく場合
 - キ 測量・地質調査等に利用が不可能な場合
 - ク 設計図書の一部、誤謬、脱漏、不明瞭な表示、設計図書に施工条件と工事現場の不一致及びその他協議関係が原因による場合
- (4) 事務の標準化を図るもの

2. 前項の条項の変更

- (1) 前項(1)イについて「発注者」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業というものとする。
- (2) 前項(1)ウについて、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものではない限りは、なお、「地元調査等」とは、地域住民の要望をはじめ、公益委員会等の指摘、公益事業者等の要望を含むものとする。
- (3) 前項(3)イについて 本項は、設計図書と契約上の合意（いわゆる発注者）、又はこれを有する理由により執行困難となった用地買収費、測量費等の経費を削減するために当該削減すべき事項が認められる場合において、当該削減が計上された主目的として既設工事の事業的効果達成に役立つかを判断するため、増大する場合等というものである。なお、本案による施工が認められるは、原則として既設事業であり、なおかつ既設工事と工事・工法が基本的に異なるものとする。

(設計変更による契約変更の範囲)

- 第4 設計変更による契約変更の範囲は、次の各号のイからイの四までの事項を含むものとする。
 - (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内（超過額とする場合は当該金額を超過しない）の場合。ただし、30パーセントを超えらるるものであっても、現に施工の工事と関係して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することがあるものとする。なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なるとはならない。
 - (2) 設計変更により発注者の利益を保護する場合

(設計変更の手続き)

第5 設計変更は必要が生じた際、発注者は発注者が、行わなければならない。ただし、次に掲げる(1)から(3)のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に関する工事現場に行うことができるものとする。

